



宮崎市告示第257号

宮崎市が歳入する一般廃棄物処理手数料の徴収委託について、次のとおり告示する。

令和 6年 3月 28日

宮崎市長 清山 知憲



記

徴収を委託する一般廃棄物処理手数料に係る一般廃棄物の種別と徴収を委託する期間及び業者

種別	期間	業者	備考
一般廃棄物 (し尿、資源ごみを除く)	令和6年4月 1日から 令和7年3月31日まで	宮崎市大字大瀬町字倉谷6176番1 株式会社ひむかエコサービス 代表取締役社長 宮田 安章	エコリンプラザみやざき
一般廃棄物 (燃やせないごみ(金属除く)に限る)	令和6年4月 1日から 令和7年3月31日まで	宮崎市佐土原町下田島16751番地 有限会社 佐土原サニタリー 代表取締役 工藤 秀幸	佐土原埋立処理場
し尿 (ただし、合併以前に佐土原町であった区域に限る)	令和6年4月 1日から 令和7年3月31日まで	宮崎市佐土原町下田島16751番地 有限会社 佐土原サニタリー 代表取締役 工藤 秀幸	
し尿 (ただし、合併以前に田野町、高岡町、清武町であった区域に限る)	令和6年4月 1日から 令和7年3月31日まで	国富町大字田尻2072-4 株式会社 産商 代表取締役 石川 武則	

(文書取扱：環境部環境施設課、環境業務課)
掲示終了 令和6年4月 11日